

別表 1 (ワンストップ相談窓口) 【新規】

市町村が実施する創業支援等事業 (いちき串木野市)

創業支援等事業の目標
●各支援機関の連携促進のための枠組みである「いちき串木野市創業支援ネットワーク」をいちき串木野商工会議所・市来商工会、地域金融機関及びいちき串木野市で形成し、創業検討期、創業準備期からの情報共有や伴走支援を行う。 ●例年いちき串木野商工会議所・市来商工会の実施する創業塾への参加者及び創業への相談件数が30件程度であり、創業塾の参加者定員が40名であることから、年間相談件数40件、創業者数5件の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 【ワンストップ窓口】 ●市水産商工課内に創業支援のワンストップ窓口を設置し、いちき串木野商工会議所・市来商工会・地域金融機関(鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、日本政策金融公庫(鹿児島支店・川内支店))・かごしま産業支援センター等と連携を行いながら、創業時の様々な悩みに対して、市職員が相談対応を行う。 ●相談者の相談内容や相談時期に応じた幅広い支援が実現できるように、いちき串木野商工会議所中小企業相談所・市来商工会経営指導員と連携して支援を行う。 ●市HP内に創業支援専用ページを立ち上げ、施策一覧、連携を行っている創業支援機関一覧を掲載するとともに、HPからの問い合わせ、メールでの問い合わせが可能なコーナーを設け、電話・対面以外でも相談が可能な環境を整える。 ●1月以上の期間で8回開催される、いちき串木野商工会議所及び市来商工会が実施する創業塾をフォローアップも含み6回以上受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4項目の知識を習得した者及び継続的支援を受けたものが特定創業支援等事業の要件を満たしたものとし、証明書発行対象者となる。 ●各支援機関が相談に応じた創業者の情報は、市で取りまとめを行い、随時各支援機関から情報提供を依頼する。聞き取りを行う事項等については下記のとおりとし、創業希望者が望む支援や経営についての知識、ノウハウがどのくらいなのかを把握する。加えて、創業後の悩みや希望する支援なども受け付ける。 ・創業者の情報 ・業種 ・事業形態 ・製品やサービスの具体的内容 ・販路 ・販売及び提供方法 ・資金調達 ・人材 など 取りまとめた内容については定期的に行う予定の創業支援ネットワーク会議等で各連携機関と共有し、さらなる支援の充実化を図る。 ●創業支援に係る補助金の受付や交付等を予算の範囲内で行う。 ●いちき串木野商工会議所・市来商工会の行う創業塾やいちき串木野商工会議所・市来商工会の経営指導員等によるハンズオン支援、ワンストップ窓口、創業支援に係る補助金、及びその他創業支援等事業の周知広報を行う。 【創業に必要な要素と各連携機関が担う役割】 1. 地域資源の活用の仕方 ●「食のまちいちき串木野」として「まぐろ」や「サワーポメロ」等の農林水産物を地域資源とし、それらを有効活用するため、資源提供者、研究機関、販路開拓のネットワークを有する者の紹介を行う。 2. ターゲット市場の見つけ方 ●いちき串木野商工会議所・市来商工会が市場ニーズを把握し、常に新しい情報、魅力的な情報等の収集に努める。 3. ビジネスモデルの構築の仕方 ●いちき串木野商工会議所・市来商工会が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、いちき串木野商工会議所・市来商工会が実施する創業塾におい

て、経営・財務・人材育成・販路開拓についてサポートし、ビジネスモデル構築を支援する。

●MINATOよりあいオフィスで創業者・創業希望者にオフィスの提供を行い、両者のコミュニティの形成を促すとともに創業の環境を整える支援を行う。

4. 売れる商品・サービスの作り方

●かごしま産業支援センターが商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析してアドバイスを行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

●かごしま産業支援センターが販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。

6. 資金調達

●地域金融機関や日本政策金融公庫が資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、いちき串木野市が利子補給及び補助金の交付を行う。また、いちき串木野商工会議所・市来商工会が資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

7. 事業計画書の作成

●いちき串木野商工会議所・市来商工会において、事業計画書の作成支援及びブラッシュアップを行う。

8. 許認可、手続き

●市相談窓口にて創業に関する諸手続きについて全体的なアドバイスを行うとともに、より専門的なアドバイスについては、いちき串木野商工会議所・市来商工会等の支援機関と連携を取りながら行っていく。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

●創業支援等事業者が、連携を取りながら情報の共有化・一元化を行い、様々な分野でのニーズの把握に努め、創業支援者への指導・情報提供を行うとともに、創業後の実情に応じた個別の相談対応等を含めた継続的な伴走支援を行う。

【創業支援機関との連携】

●各創業支援企画が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、いちき串木野市が情報集約・一元化を図る。製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援対象者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

【特定創業支援等事業について】

●1月以上の期間で8回開催される、いちき串木野商工会議所・市来商工会が実施する創業塾をフォローアップも含み6回以上受講し、「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の4項目の知識を身につける。以上4項目の知識を身につけた者のみを特定創業支援等事業の要件を満たしたこととする。上記要件を確認するため、特定創業支援等事業を受けたことの証明を受けたい者は、創業塾の終了証の写し等を提出し、市は証明書の発行を行う。

【各事業の共通事項について】

●本創業支援等事業計画の全体の進捗状況をいちき串木野市が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。

●創業後についても、いちき串木野商工会議所・市来商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、いちき串木野市の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。

●公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

●特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話やメールにて確認する。

(2) 創業支援等事業の実施方法 ・いちき串木野市水産商工課に、担当者1名を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。 また、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットなどを作り、各機関の窓口それぞれ配架し、幅広く、創業支援対象者の目に届くようにする。加えて、いちき串木野市の広報誌、公式SNSにおいても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。 ・いちき串木野市のHPにおいてPRページを開設し、ネット上でも施策を紹介していくとともに、ネットでも相談対応ができるようにする。 ・必要な予算については、市が手当てすることとする。 ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援機関と共有を図る。
計画期間
令和7年1月1日～令和11年12月31日 変更箇所については、令和7年12月25日～令和11年12月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-1（創業塾）【新規・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 いちき串木野商工会議所 市来商工会 (2) 住所 鹿児島県いちき串木野市旭町178 鹿児島県いちき串木野市湊町1丁目254番地 (3) 代表者の氏名 会頭 勘場 裕司 会長 松下 明弘 (4) 連絡先 0996-32-2049 0966-36-2145
創業支援等事業の目標
・創業に必要な基礎知識を習得していただく創業塾を開催し、創業実現を支援する。 ・創業塾は定員を40人としているため、40人を創業塾参加者目標とする。 ・受講終了後の創業者については例年3人程度が創業しているため、同程度の5人の創業を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・具体的な創業につなげる事業計画書の作成など、必要なノウハウを習得できる継続的な創業塾を1月以上の期間で8回開催し、フォローアップも含み6回以上受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識をすべて習得した受講者を「特別創業支援等事業者」とする。受講後も、創業実現まで関係機関が連携し、適切な支援を行う。 ・実施主体 いちき串木野商工会議所・市来商工会 ・創業塾テーマ 「経営の基本と創業戦略」 「効果的な資金調達」 「マーケティングと販売戦略」（販路開拓） 「帳簿記帳と決算書作成」 「資金計画と損益計画」（財務） 「ビジネスプラン策定」（経営） 「SNSの有効活用」 「労務管理と人材育成」（人材育成） ・塾の内容や実施方法等は参加者の意向を踏まえながら、より効果的なものに改めている。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・創業者が受講しやすい環境(会場、時間など)を考慮して開催する。 ・カリキュラム策定、講師選定については創業支援等事業者で協議する。 ・創業塾には市の担当者も出席し、相談窓口の設置や市の創業支援事業補助金等についても説明し、支援体制について周知する。 ・全体の運営はいちき串木野商工会議所・市来商工会が中心に行うが会場準備や機材準備等の事務手続き、また、本事業の周知・広報についてはいちき串木野市をはじめ、創業支援等事業者が連携して取り組む。 ・創業塾についてはいちき串木野商工会議所・市来商工会で行うが、市の担当者及びいちき串木野商工会議所・市来商工会の指導員も出席する。1月以上の期間で8回開催される創

業塾をフォローアップも含み6回以上受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4項目の知識を習得した受講者を特定創業支援等事業による証明書発行対象者とし、創業塾終了証を発行する。なお、財務については日本政策金融公庫より講師を受け入れ、創業計画書の策定方法等、具体的な準備方法等について講義いただき、スムーズな導入を図る。

- ・広報については市の広報誌に掲載するほか、市の公式SNSなどを活用して周知する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした受講者については、いちき串木野市との間で定められた運用ルールに基づき、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日時等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後いちき串木野市に提出する。
- ・特定創業支援等事業を受けたことの証明を受けたい受講者は、創業塾終了証の写しを提出し、いちき串木野市は証明書の発行を行う。受講後についても、創業の実現、そして創業後の持続的・安定的な事業実施に向けて、関係機関が連携し、創業後の経営戦略や資金繰り等をテーマとした応用セミナーの実施や個別の経営指導等の段階に応じた伴走支援を行う。

計画期間

令和7年1月1日～令和11年12月31日

変更箇所については、令和7年12月25日～令和11年12月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表２－２（融資制度）【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第32項第１号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①(株)鹿児島銀行串木野支店 ②(株)鹿児島信用金庫串木野支店 ③鹿児島相互信用金庫串木野支店 ④南日本銀行串木野支店 (2) 住所 ①鹿児島県いちき串木野市旭町56 ②鹿児島県いちき串木野市元町118 ③鹿児島県いちき串木野市元町165-1 ④鹿児島県いちき串木野市旭町173 (3) 代表者の氏名 ①黒武者 和浩 ②萩元 直樹 ③柳元 司 ④山口 勇 (4) 連絡先 ①0996-32-2121 ②0996-32-4221 ③0996-32-8888 ④0996-32-3141
創業支援等事業の目標
・いちき串木野商工会議所・市来商工会が開催する創業塾参加者(想定30名)の80%にあたる24名に対し、創業支援相談を実施する。 ・受講終了後の創業者については、例年3人程度が創業しているため、同程度の5人の創業を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・希望者に対し、メールマガジン配信、インターネットビジネスマッチング等各種情報提供サービスを実施する。 ・市内の民間金融機関4行について、各金融機関において創業融資等により、創業希望者の資金調達の円滑化を図る。 ・創業後の持続的・安定的な事業実施のために創業支援ネットワーク会議等で共有化された情報等を踏まえ、販路開拓支援やビジネスマッチング支援等、創業後の個別の支援を実施する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・いちき串木野商工会議所・市来商工会において、創業に関する金融の斡旋を行うものとし、創業希望者の希望条件に応じて、様々な支援を行う。また、市内民間金融機関4行とも適宜連携しながら創業支援を実施する。 ・窓口での相談に対しては、市との連携を取り情報共有するとともに、市はいちき串木野商工会議所・市来商工会を通じて借り入れた者に対し、いちき串木野市商工振興資金利子補助金制度により利子補助金を給付する。 ・市水産商工課に担当者を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、各機関の窓口それぞれ配架し、幅広く、創業支援対象者の目に届くようにする。加えて市の広報誌や公式SNSにおいても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。また、市のHPにおいてPRページを開設し、ネット上でも施策を紹介していく。

計画期間
令和7年1月1日～令和11年12月31日 変更箇所については、令和7年12月25日～令和11年12月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表２－３（融資制度）【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第32項第１号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(１) 氏名又は名称 ①(株)日本政策金融公庫川内支店 ②(株)日本政策金融公庫鹿児島支店 (２) 住所 ①鹿児島県薩摩川内市西向田町5番29号南国殖産川内ビル ②鹿児島県鹿児島市千日町1-1 センテラス天文館5階 (３) 代表者の氏名 ①牧瀬 大陸 ②野村 直行 (４) 連絡先 ①0996-20-2191 ②099-224-1241
創業支援等事業の目標
・いちき串木野商工会議所・市来商工会が開催する創業塾参加者（想定３０名）の８０％にあたる２４名に対し、創業支援相談を実施する。 ・受講終了後の創業者については、例年３人程度が創業しているため、同程度の５人の創業を目標とする
創業支援等事業の内容及び実施方法
(１) 創業支援等事業の内容 ・希望者に対し、メールマガジン配信、インターネットビジネスマッチング等各種情報提供サービスを実施する。 ・創業後の持続的・安定的な事業実施のために創業支援ネットワーク会議等で共有化された情報等を踏まえ、販路開拓支援やビジネスマッチング支援等、創業後の個別の支援を実施する。 ・創業者及び創業希望者に対して、資金調達に関する相談などを受付、円滑な資金調達を実現する。 ・創業者及び創業希望者に対して、融資制度緩和などの金融支援を行う。 (２) 創業支援等事業の実施方法 ・窓口での相談に対しては、市との連携を取り情報共有するとともに、市はいちき串木野商工会議所・市来商工会を通じて借り入れた者に対し、いちき串木野市商工振興資金利子補助金制度により利子補助金を給付する。 ・いちき串木野商工会議所・市来商工会及び市水産商工課が連携を行い、資金調達や融資制度に関する相談があった際は速やかに日本政策金融公庫に情報を提供し、創業者及び創業希望者に対しては地域に応じて、日本政策金融公庫を案内する。 ・市水産商工課に担当者を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、各機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く、創業支援対象者の目に届くようにする。加えて市の広報誌や公式SNSにおいても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。また、市のHPにおいてPRページを開設し、ネット上でも施策を紹介していく。
計画期間
令和7年1月1日～令和11年12月31日 変更箇所については、令和7年12月25日～令和11年12月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表２－４（商品アドバイス）【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第32項第１号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(１) 氏名又は名称 かごしま産業支援センター (２) 住所 鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 (３) 代表者の氏名 理事長 悦田 克己 (４) 連絡先 099-219-1270
創業支援等事業の目標
・いちき串木野商工会議所・市来商工会が開催する創業塾参加者（想定３０名）の８０％にあたる２４名に対し、創業支援相談を実施する。 ・受講終了後の創業者については、例年３人程度が創業しているため、同程度の５人の創業を目標とする
創業支援等事業の内容及び実施方法
(１) 創業支援等事業の内容 ・創業者及び創業希望者が開発・提供する商品やサービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析してアドバイスを行う。 ・創業者及び創業希望者が開発・提供する商品やサービスに対して適した販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。 (２) 創業支援等事業の実施方法 ・市水産商工課に担当者を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、各機関の窓口それぞれ配架し、幅広く、創業支援対象者の目に届くようにする。加えて市の広報誌や公式SNSにおいても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。また、市のHPにおいてPRページを開設し、ネット上でも施策を紹介していく。 ・ワンストップ相談窓口を利用した創業者及び創業希望者についての情報は個人情報保護に配慮し、市や各支援機関と情報を共有し、一人一人に適した助言を行う。
計画期間
令和7年1月1日～令和11年12月31日 変更箇所については、令和7年12月25日～令和11年12月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる

(注)

- 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
- 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
- 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
- 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
- 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。

6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。